

# 深川市農業委員会総会議事録

## ( 第 5 回 )

令和3年8月30日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 1 7 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博		○
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹		○
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

## 第5回深川市農業委員会総会議事録

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和3年8月30日（月）10時00分       |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室                  |
| 3 出席委員 | 栗野 良寛委員 外24名             |
| 4 説明員  | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・河崎主任 |
| 5 書記   | 佐藤主任                     |

宮谷局長

開会宣言（10時00分）

それでは只今から、令和3年度第5回深川市農業委員会総会を開催します。清水義博委員、山崎委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。北海道に緊急事態宣言が発令されて、今までは自分の周囲に感染者がいなかったのですが、最近知り合いにも感染者が出てきておまして、感染後の後遺症に苦しんでいるようです。20歳くらいの若い方でも、1か月以上経過しても、味覚・嗅覚が戻ってこない後遺症があるという話を聞いております。個人でどこまで気を付ければよいのかということもありますが、今まで通り感染対策をしていくしかないと思っています。

また、各地で早い稲刈りが始まったとの報道があり、北海道でも収穫が始まっていますので、深川もそろそろ始まるかと思っています。今年夏の大早魃の影響で畑作物に大きな影響があると感じておりますし、自分も相当被害を受けていると考えています。被害の全容が、どれ程の状況なのか心配しております。また、収穫作業については、怪我の無いよう取り組んでいただきたいと思います。それでは、本日もよろしくお祈りします。

それでは総会に入ります。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。1番 栗野委員、2番 高橋委員を指名します。

菊入会長

日程第2、諸般報告の（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を局長から報告します。

宮谷局長

それでは私から、7月20日の第4回総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配布の業務報告書をもって報告とさせていただきます。報告は以上でございます。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

（1）農地特別委員会開催結果報告を鈴木委員長から報告願います。

鈴木委員長

（資料に基づき説明）

菊入会長

報告が終わりましたが、質疑等はございませんか。

（「なし」という声あり）

菊入会長

それでは質疑等なし、ということで報告のとおり承認します。

（2）農政特別委員会開催結果報告を中川委員長から報告願います。

中川委員長

（資料に基づき説明）

菊入会長	報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告のとおり承認します。 (3) 農民特別委員会開催結果報告を大川委員長から報告願います。
大川委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。はじめに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。
河崎主任	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は2件で、番号1番が賃貸借に係るあっせん申し出、番号2番が売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、令和3年8月2日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局から説明願います。
後藤次長	農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は2件で、新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局から説明願います。
藤野係長	記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、交付をしましたのでご報告いたします。今月は2件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2-1(1)一オの「農地法上の許可及び農業経営基盤強化促進法の計画決定を受けている土地で、願書提出時公簿と現況が異なる地目で許可及び計画決定を受け、地目変更登記を要する場合(2-2)アによる現地調査は実施しない。」に基づき、会長専決により「雑種地」として交付しており

	<p>ます。番号2番は、令和2年度の農地利用状況調査において、年月日不詳より非農地と確認した土地で、農業委員会内規2—(1) 一かの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」により「雑種地」、「山林」として交付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第5、議案に入ります。</p> <p>初めに、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>記載の方々から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は1件で、番号1番は借主が経営移譲するための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については全て令和3年8月2日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いします。今月は5件で、番号1番が賃貸借の案件、番号2番から5番までが売買の案件です。番号1番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号2番は、貸付地をそのまま受け手に処分するもので、資金対応はJA資金です。番号3番は、出し手の息子が経営合理化を図るため、使用貸借契約していた農地を合意解約により返還を受け、近隣の経営拡大を図る担い手に処分するもので、資金対応はL資金です。番号4番と5番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買入れです。出し手理由といたしましては、番号4番は返還された農地を処分するもの、番号5番は、耕作不能のため処分するものです。これらはいずれも先月の総会において買入協議の要請をしたものです。</p> <p>以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております。これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
後藤次長	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転、設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。 今月は2件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番および番号2番は、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したものです。2件とも都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で、議事は全て終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 10時17分)</p>